



東地特捜第2119号
令和4年2月28日

告発人代理人

弁護士 南 出 喜久治 殿

東京地方検察庁

特別捜査部 直告班

貴殿から提出された「告発状」と題する書面1通（令和4年2月10日付け）及び添付資料等を拝見し、検討しました。

告発は、刑罰法規に該当する犯罪事実を捜査機関に申告して犯人の処罰を求めるものですから、犯罪構成要件に該当する具体的な事実を特定していただく必要があります。

しかしながら、前記書面等では、例えば、殺人罪や公務員職権濫用罪の実行行為に該当する具体的な事実や、具体的な被害に関する事実など、犯罪構成要件に該当する具体的な事実が記載されておらず、告発事実が十分に特定されているとは言えません。

また、刑事事件は、まず警察が捜査を行い、その後、検察庁に事件を送致し、検察庁で補充の捜査を行った上で、最終的な事件処理を行うことが通常の手続となっていますので、犯罪地又は犯人の所在地を管轄する警察署等に相談されることを御検討願います。

以上の点を御検討いただくため、貴殿から提出された前記書面等は返戻いたします。